

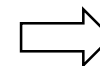
【条例要配慮個人情報】

○ 考え方

- 改正法で定める「要配慮個人情報」については、現行条例で定める「センシティブ情報」を網羅し、これまで以上に定義が明確化されることから、改正法で定める全国的な共通ルールにより運用を行う。

山形県個人情報保護条例（現行条例） 5 条（センシティブ情報の収集の制限）

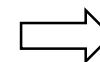
3 思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。



廃止

個人情報保護法（令和 5 年 4 月施行） 2 条（定義）

3 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。



県に、法律が直接適用される。

※ 国のガイドラインにおいて「信条」に「思想、信教」も含まれるとされている。

【不開示情報】

○考え方

- ・ 現行の個人情報保護条例は、改正法における各不開示情報と一致、又は、改正法の方がより明確化された規定となっているため、改正法で定める全国的な共通ルールの下で運用を行う。

山形県個人情報保護条例（現行条例） 12条1項	個人情報保護法（令和5年4月施行） 78条1項	
他の法令等の規定に基づき不開示とされている情報	<規定なし>	⇒ (注)
開示請求者以外の個人に関する情報	個人に関する情報（開示請求者以外の個人に関する情報）	⇒ 一致
法人等に関する情報	法人等に関する情報	⇒ 一致
評価等情報	個人に関する情報（本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報）	⇒ 一致 (より明確化)
公共安全維持情報	公共の安全等に関する情報	⇒ 一致
意思形成過程情報	審議、検討等に関する情報	⇒ 一致
行政執行情報	事務又は事業に関する情報	⇒ 一致

(注) 「他の法令等の規定に基づき不開示とされる情報」は、通常、各不開示情報の各類型のいずれかに該当するものと考えられることから、改正法において明示的には不開示情報としていない（『個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）』（個人情報保護委員会））。

これに鑑み、施行条例においても、改正法同様、「他の法令等の規定に基づき不開示とされる情報」という規定を特段設けることはせず、対象となる情報については、不開示とする各類型に基づき、可能な限り明確かつ実質的に判断していくこととする。